|  |
| --- |
| （表）難病指定医療機関指定（更新）申請書（指定訪問看護事業者等の場合） |
| 訪問看護ステーション等 | 名　称 |  |
| 所　在　地 | 〒 |
| 電　話　番　号 |  |
| 指定訪問看護ｽﾃｰｼｮﾝｺｰﾄﾞ又は介護保険事業者番号 |  |
| 指定訪問看護事業者指定居宅サービス事業者指定介護予防サービス事業者 | 名　称 |  |
| 主たる事業所の所在地 | 〒 |
| 代表者 | 住　所 |  |
| 氏　名 |  |
| 役員の職名・氏名（開設者が法人の場合） | 職名 | 氏名 |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
| 上記のとおり、難病指定医療機関の指定（更新）を申請します。また、裏面に掲げる難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第14条第２項各号の規定に該当しないことを誓約します（役員含む）。　　年　　月　　日　　　　　　　　　　　　　　事業者　所在地　　　　名　称代表者　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　愛媛県知事　　　　　　様 |
| 注１　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。２　所在地は主たる事業所の所在地、名称は事業者の名称、代表者は代表者氏名を記載すること。３　訪問看護ステーション・指定訪問看護事業者等の「名称」の欄は、正式の名称を記載すること。４　訪問看護ステーション又は介護予防事業者として指定を受けた通知の写し（指定訪問看護ステーションコード又は介護保険事業者番号の記載があるもの）を添付すること。５　役員の職・氏名について記載欄が不足する場合は、「別添のとおり」と記載し、別紙（役員名簿）を添付すること。 |

様式１－（３）

（裏）

（誓約項目）難病の患者に対する医療等に関する法律第14条第２項各号に該当しないことを誓約すること。

１　第１号関係

申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過していない。

２　第２号関係

申請者が、難病の患者に対する医療等に関する法律その他の法律（児童福祉法、医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法、医療法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、医薬品、医薬機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、薬剤師法、介護保険法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、再生医療等の安全性の確保等に関する法律、臨床研究法）で定める規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過していない。

３　第３号関係

申請者が、難病の患者に対する医療等に関する法律の規定により指定医療機関の指定を取り消され、その取消しの日から起算して５年を経過していない。

(1)指定を取り消された者が法人である場合

取消しの処分に係る行政手続法（平成５年法律第88号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に法人の役員又は医療機関の管理者（以下「役員等」という。）であった者で、取消しの日から起算して５年を経過しないものを含む。

(2)指定を取り消された者が法人でない場合

　取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該者の管理者であった者で取消しの日から起算して５年を経過しないものを含む。

４　第４号関係

申請者が、難病の患者に対する医療等に関する法律の規定により指定医療機関の指定の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知日から処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に指定医療機関の指定の辞退の申出をした者（指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、申出の日から起算して５年を経過していない。

５　第５号関係

申請者が難病の患者に対する医療等に関する法律の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日までの間に指定医療機関の指定の辞退の申出をした者（指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、申出の日から起算して５年を経過していない。

６　第６号関係

第４号に規定する期間内に指定医療機関の指定の辞退の申出があった場合において、申請者が、第４号の通知の日前60日以内にその申出に係る法人（指定の辞退について相当の理由がある法人を除く。）の役員等又はその申出に係る法人でない者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）の管理者であった者で、申出の日から起算して５年を経過していない。

７　第７号関係

　申請者が、指定の申請前５年以内に特定医療に関し不正又は著しく不当な行為をした。

８　第８号関係

申請者が、法人で、その役員等のうちに第１号から第７号までのいずれかに該当する。

９　第９号関係

申請者が、法人でない者で、その管理者が第１号から第７号までのいずれかに該当する者のあるもの。